

○雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱

平成17年10月11日

告示第72号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市が行う建設工事の請負契約並びに建設工事に係る、建設コンサルタント等業務の委託契約（以下「建設工事等契約」という。）を締結する場合の競争入札に参加する者の資格及び当該資格の審査並びに指名競争入札参加者の選定に係る指名基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント等業務 土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する測量、調査、企画、立案若しくは監理助言を行うことの請負、又は受託を行う業務をいう。
- (3) 競争入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。

第2章 競争入札参加者の資格審査

(競争入札参加資格)

第3条 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次に該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 都道府県税及び市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 次条の資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (5) 建設工事の請負契約については、建設業法第3条の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項に基づく経営事項に関する審査を経ていない者並びに現に建設業を営んでいない者
- (6) 建設工事に係る建設コンサルタント等業務の委託契約については、営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- (7) 建設工事の請負契約については、第5号の経営事項に関する審査の審査項目のうち、雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無又は厚生年金保険加入の有無のいずれかが無に該当する者

(申請書の提出)

第4条 市長は、毎年度期日を定め競争入札に参加しようとする者に対して、入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、随時に期日を定め、資格審査申請書を提出させることができるものとする。

3 資格審査申請書には、別表第1に掲げる書類を添付させるものとする。

(審査及び格付)

第5条 前条の規定により申請書を提出した者に対する競争入札参加資格については、財務部契約検査課において、別表第2に掲げる契約の種類ごとに審査し、及び処理する。

ただし、建設工事においては、雲仙市建設工事請負業者選定基準（平成18年雲仙市告示第83号）に基づき工事の種類ごとに等級を設けて格付する。

(資格の認定)

第6条 市長は、前条前段の規定による審査の結果に基づき、競争入札参加資格の有無を認定するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 前条の規定により認定された競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定されたときから次期の定期の競争入札参加資格審査に基づく競争入札参加資格の認定のときまでとする。

(名簿の作成)

第8条 市長は、第6条の規定により、資格等を認定した者（以下「有資格業者」という。）について、有資格業者名簿を作成するものとする。

2 有資格業者名簿は、財務部契約検査課に保管し、その写しを工事等担当課に備え付けるものとする。

(競争入札参加資格の変更等)

第9条 市長は、有資格業者と認定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、財務部契約検査課の審査を経て、その資格を変更し、又は取り消すことができる。

(1) 第3条に定める競争入札参加資格を有しなくなったとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請によって競争入札参加資格の認定を受けたと認められたとき。

(3) その他合理的事由があると認められるとき。

(変更届の提出)

第10条 第8条の規定により有資格業者名簿に登載された者のうち、主たる営業所及びそれ以外の委任を受けた営業所について、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実を証する書類（加えて委任状に変更があったときは委任状）を添えて遅滞なく入札参加資格審査申請書変更届を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 代表者又は受任者

(3) 所在地

(4) 電話番号及びファックス番号

(5) 使用印鑑

(6) その他市長が必要と認める事項

第3章 競争入札参加資格者の選定

(競争入札の参加)

第11条 競争入札に参加することのできる者は、有資格業者名簿に登載されている者で

なければならない。

(指名基準)

第12条 雲仙市建設工事請負業者選定基準に示す等級別区分に係る契約（以下「等級別区分契約」という。）について、指名競争入札に付そうとするときは、当該建設工事の発注予定金額に対応する等級に属する有資格業者の中から指名競争入札に参加する者を指名しなければならない。

2 特殊の技術を要する場合、緊急を要する場合、その他特別の事由がある場合の等級別区分契約については、前項の規定によるほか、上位の等級又は直近の下位の等級に属する有資格業者の中から指名することができる。

3 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況等を勘案し指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無及び信用状態
- (2) 工事又は業務の成績及び安全管理の状況
- (3) 当該工事又は当該業務の施工についての技術的適性
- (4) 手持工事又は手持業務の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件

第4章 雑則

(随意契約の業者選定)

第13条 この要綱は、随意契約について準用する。ただし、特殊な技術等を要する建設工事等で、有資格業者名簿に登録されている者以外の者と契約しなければ目的を達成することができないと認められる場合に限り、第11条の規定を準用しないことができる。

(共同企業体の取扱い)

第14条 共同企業体の取扱いについては、この要綱によるほか、別に雲仙市建設工事共同企業体取扱要領（平成19年雲仙市告示第27号）及び雲仙市建設関連業務委託共同企業体取扱要領（平成30年雲仙市告示第57号）に定めるところによる。

(その他)

第15条 この告示に定めるものを除くほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の愛野町建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成16年愛野町要綱第10号）又は、国見町、瑞穂町、吾妻町、千々石町、小浜町若しくは南串山町の制度により、なされた処分、手続きその他の行為は、それぞれ告示の相当規程により、なされたものとみなす。

3 第4条中、別表第1に掲げる添付書類のうち「国際標準化規格（ISO）認証取得に関する登録証の写しについては、平成18年度以降の工事の請負業者の選定に係る審査から適用する。

附 則（平成１８年６月３０日告示第９１号）

この告示は、平成１８年７月１日から施行する。

附 則（平成１９年１１月１６日告示第１２９号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年３月１７日告示第２２号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年１１月９日告示第１４６号）

この告示は、公布の日から施行し、平成２１年１１月１日から適用する。

附 則（平成２７年６月２６日告示第８１号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日告示第４９号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年９月２１日告示第１０８号）

この告示は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成３０年６月１日告示第５８号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日告示第９３号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

建設工事	建設コンサルタント等業務
① 入札参加資格審査申請書	① 入札参加資格審査申請書
② 委任状 ※従たる営業所に権限を委任しない場合は不要	② 委任状 ※従たる営業所に権限を委任しない場合は不要
③ 建設業許可証明書（写）	③ 希望業種調書
④ 営業所一覧表	④ 実態調書
⑤ 工事経歴書	⑤ 営業に関する各種登録の証明書（写）
⑥ 技術者経歴書「１ 営業所専任技術者」	⑥ 営業所一覧表
⑦ 技術者経歴書「２ 営業所専任技術者以外の技術者」	
⑧ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（写）	⑦ 業務経歴書（測量等実績調書）
⑨ 系列会社についての調書	⑧ 技術者経歴書
⑩ 未納がないことを証明する書面「市区町村税」（写可）	⑨ 未納がないことを証明する書面「市区町村税」（写可）
⑪ 未納がないことを証明する書面「都道府県税」（写可）	⑩ 未納がないことを証明する書面「都道府県税」（写可）
⑫ 未納がないことを証明する書面「国税」（写可）	⑪ 未納がないことを証明する書面「国税」（写可）
⑬ 労働保険料納入証明書（写可）	⑫ 労働保険料納入証明書（写可）

⑭ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写可）	⑬ 登記簿謄本（写可）、個人経営の場合は身元（身分）証明書（写可）
⑮ 登記簿謄本（写可）、個人経営の場合は身元（身分）証明書（写可）	⑭ 印鑑証明書（写可）
⑯ 印鑑証明書（写可）	⑮ 使用印鑑届
⑰ 使用印鑑届	⑯ 契約書（写） ※過去2年間に、国、県又は市町村から受注した建設コンサルタント等業務に係る契約書の写し
⑰ 契約書（写） ※過去2年間に、国、県又は市町村から受注した工事に係る契約書の写し	

別表第2（第5条関係）

契約の種類	
建設工事	土木一式工事
	建築一式工事
	大工工事
	左官工事
	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	屋根工事
	電気工事
	管工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	鋼構造物工事
	鉄筋工事
	ほ装工事
	しゅんせつ工事
	板金工事
	ガラス工事
	塗装工事
	防水工事
	内装仕上工事
	機械器具設置工事
	熱絶縁工事
	電気通信工事
	造園工事
	さく井工事
	建具工事
	水道施設工事

建設コンサルタント等業務	消防施設工事
	清掃施設工事
	解体工事
	測量業務
	建築関係建設コンサルタント業務
	土木関係建設コンサルタント業務
	地質調査業務
	補償関係コンサルタント業務